

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第24号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。